

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 22 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カバシカイシヤ コマダセツビコウギョウシヨ 株式会社 米田設備工業所
 住所 奈良県吉野郡大淀町矢走383番地の1
フリガナ 代表者氏名 コマダ ユキヒロ 代表取締役 米田 行宏 印
 電話番号 TEL 0747-52-5814
 FAX番号 FAX 050-5004-6946
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 22 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 米田設備工業所

住 所

奈良県吉野郡大淀町矢走383番地の1

代表者氏名

代表取締役 米田 行宏



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 米田 行宏 ヨメダ ユキヒロ	取締役 米田 輝久 ヨメダ テルヒサ 取締役 米田 美紗子 ヨメダ ミサコ
事業の範囲	土木・管工事 給排水設備工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 米田設備工業所
上記事業所の所在地	郵便番号 638-0853 住所 奈良県吉野郡大淀町矢走383番地の1 電話番号 TEL 0747-52-5814 FAX番号 FAX 050-5004-6946 メールアドレス yukio226@m5.kcn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
米田行宏 米田輝久	第43653号 第296226号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 4 年 6 月 22 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	塩ビパイプカッター	13～50m/m	4丁	
	パイプソー	300	4丁	
	丸ノコ	165	1丁	
	金切りのこ		/	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器	80A	1台	
	面取り器	13A～75A	8個	
	やすり	13m/m～100m/m	5本	
接合用の機械器具	パイプレンチ	1～4インチ	11丁	
	トーチランプ	ガスボンベ式	2本	
水圧テストポンプ	手動式テストポンプ	最大圧力2.0MPa	1台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 6 月 22 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社 米田設備工業所
奈良県吉野郡大淀町矢走383番地の1
代表取締役 米田 行 宏



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県吉野郡大淀町矢走383番地の1
株式会社米田設備工業所

会社法人等番号	1500-01-024986
商号	株式会社米田設備工業所
本店	奈良県吉野郡大淀町矢走383番地の1
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和3年10月1日
目的	1. 土木建築工事の設計施工及び請負 2. 管工事業 3. 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理並びに収集運搬業 4. 前各号に付帯又は関連する一切の事業
発行可能株式総数	2000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認したものとみなす。
役員に関する事項	取締役 米田行宏
	取締役 米田輝久
	取締役 米田美紗子
	奈良県吉野郡大淀町大字矢走383番地の1 代表取締役 米田行宏
登記記録に関する 事項	設立 令和 3年10月 1日登記

奈良県吉野郡大淀町矢走 3 8 3 番地の 1
株式会社米田設備工業所



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4 年 6 月 1 7 日

奈良地方法務局五條支局

登記官

坂 本 博 志



整理番号 キ 1 2 3 3 6 9

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

定 款

株式会社米田設備工業所

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社米田設備工業所 と称する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 土木建築工事の設計施工及び請負
2. 管工事業
3. 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理並びに収集運搬業
4. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3条 (本店所在地)

当社は、本店を 奈良県吉野郡大淀町矢走383番地の1 に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

第6条 (株券の不発行)

当社の発行する株式については、株券を発行しない。

第7条 (株式の譲渡制限)

当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認したものとみなす。

第8条 (相続人等に対する売渡請求)

当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第9条 (株主名簿記載事項の記載の請求)

当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。

ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

第10条 (質権の登録及び信託財産表示請求)

当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

第11条 (手数料)

前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条 (基準日)

当社は、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

第13条 (株主の住所等の届出)

当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当社に届け出なければならない。

- ② 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株 主 総 会

第14条 (招集時期)

当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第15条 (招集権者)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

第16条 (招集通知)

株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

第17条 (株主総会の議長)

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

第18条 (株主総会の決議)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第19条 (決議の省略)

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第20条 (議事録)

株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

第21条 (取締役の員数)

当社の取締役は1名以上を置く。

第22条 (取締役の資格)

取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

第23条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

第24条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第25条 (代表取締役及び社長)

当会社が取締役を複数置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

- ② 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。
③ 社長は当会社を代表する。

第26条 (取締役の報酬及び退職慰労金)

取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

第27条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

第28条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第29条 (配当の除斥期間)

剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 付 則

第30条 (設立に際して出資される財産の最低額)

当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金500万円とする。

第31条 (成立後の資本金の額)

当会社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。

第32条 (最初の事業年度)

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年9月末日までとする。

第33条 (設立時取締役等)

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 米田 行宏 米田 輝久 米田 美紗子

設立時代表取締役 米田 行宏

この定款の写しは原本と相違ありません。

令和 4年 6月 22日

株式会社米田設備工業所
代表取締役 米田 行宏



第四三六五三号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 米田 行 宏

昭和十八年二月二十六日生

水道法昭和五年法律第百七号の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎

第二九六二二六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 米田 輝久

昭和六十二年三月三十一日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠



事業所見取図(事務所)



自 宅

書
棚

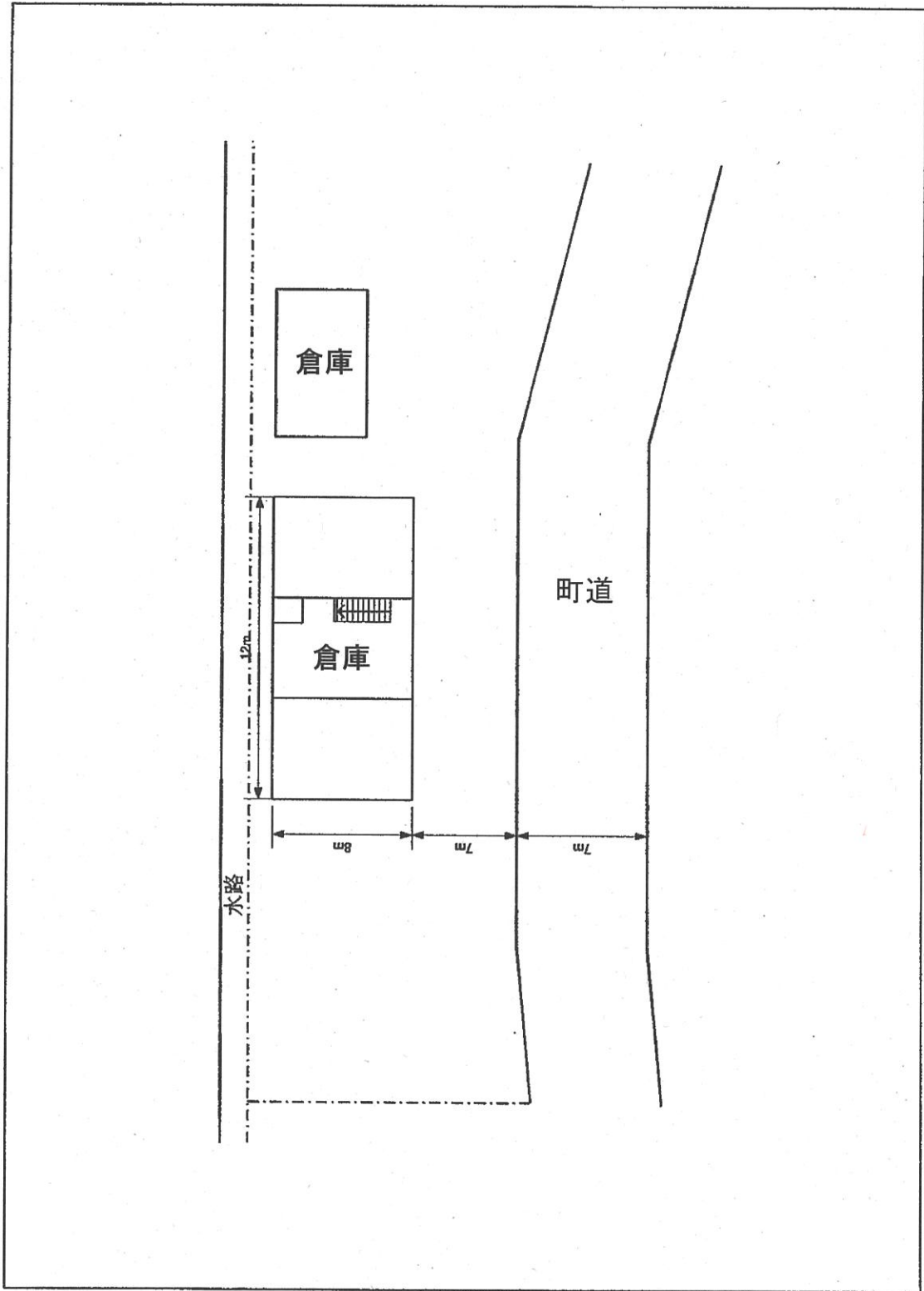
事務作業机

事 務 所

町道

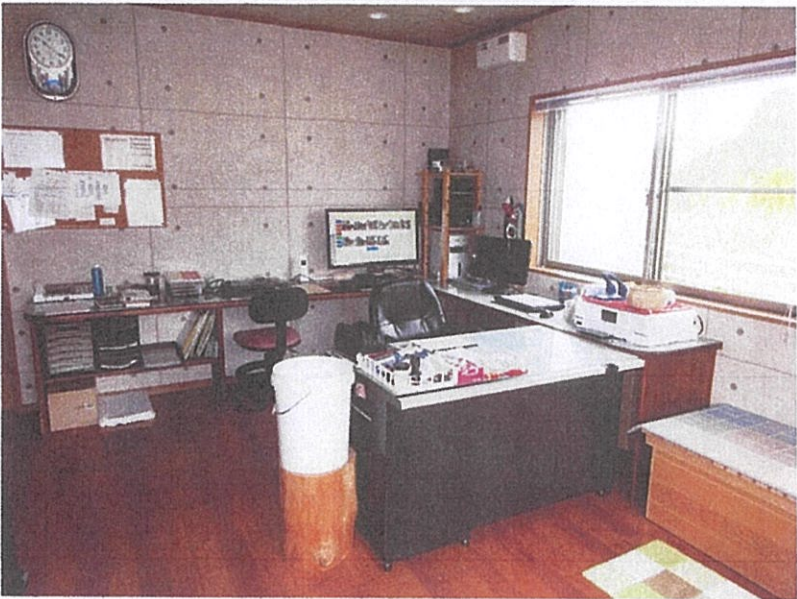
県道今木出口線

事業所見取図(倉庫)





事務所
外観



事務所
内部



倉庫
外観



倉庫
内部



倉庫
内部



倉庫
車庫

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 22 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称
 住所
フリガナ 代表者氏名
 電話番号
 FAX番号
 メールアドレス

カブシカイシャ コマダセツビコウギョウシヤ
 株式会社 米田設備工業所

奈良県吉野郡大淀町矢走383番地の1

コマダ ヌキヒロ
 代表取締役 米田 行宏 印



TEL 0747-52-5814
 FAX 050-5004-6946

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 22 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 米田設備工業所

住 所 奈良県吉野郡大淀町矢走383番地の1

代表者氏名 代表取締役 米田 行 宏



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 米田設備工業所	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
米田 行 宏	第43653号	
米田 輝 久	第296226号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第四三六五三号

給装置工事任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 米田 行 宏

昭和十八年三月二十一日

水道法昭和十八年法律第百五号の
規定により給水装置工事任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎

第二九六二二六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 米田 輝久

昭和六十二年三月三十一日生

水道法昭和六十年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠

